

刑事手続における書面の交付義務等に関する意見書

2016年（平成28年）11月15日

日本弁護士連合会

はじめに

本年5月24日、刑事訴訟法等の一部を改正する法律案が可決、成立したことにより、被疑者国選弁護制度が全ての勾留事件へと拡大し、勾留された全ての被疑者について弁護人が選任されている状態が原則となることが確実となった。言うまでもなく、被疑者段階の弁護人は、被疑者を不当な身体拘束から解放すべくあらゆる活動を展開するとともに、不起訴の可能性を追求し、起訴は免れない事案にあっても公判に向けた証拠収集活動に努める必要がある。

このように被疑者弁護活動の質的な充実が求められる時代、ひいては被告人の公判弁護活動についても一層の充実が求められる時代となっているにもかかわらず、現在の刑事訴訟法（以下「刑訴法」という。）・刑事訴訟規則（以下「刑訴規則」という。）は、被疑者及び弁護人と捜査機関・訴追機関との対等な当事者としての地位を保障する規定が不十分なままである。このことは、人権の制約を受ける立場に置かれた被疑者及びその弁護人にとって、正当な防御活動をするための手段が手続上整備されていないことを意味する。

この点、当連合会は、以前から身体拘束手続の当事者主義化等について議論を続け、特に被疑者弁護に関わる「人質司法」の打破等の制度改革課題について、具体的な意見表明と問題提起を行ってきた。それらの制度改革提言の多くは、これまで個別に当連合会意見書等の形で提案され、又は今後提案されるものである。

もっとも、刑訴法・刑訴規則の広範な規定の中には、前記当事者主義の保障等の観点から、明らかに規定の不備又は欠缺であると思われるものの、個々の規定を逐一取り上げた形での議論をしにくい分野もあり、これらは制度改革の議論から取り残されがちであった。

そこで、本意見書においては、これまでの当連合会意見書等で正面から取り上げられてこなかった分野の中から、主として被疑者段階において作成される各種の書面の被疑者及び弁護人への交付義務等の問題を取り上げ、関連する事項と併せて当事者対等の原則に基づく適切な規定を整備することを求めて、刑訴法・刑訴規則改正の提言を行うものである。

なお、当連合会においては、既に2014年5月8日付け「捜査段階で裁判所が

関与する手続の記録の整備に関する意見書」を公表し、憲法が保障する令状主義を貫徹するため、被疑者・被告人又はその弁護人が裁判所の保存する令状請求書の謄本等を閲覧謄写できるようにすることを求める刑訴規則の改正を具体的に提言している。本意見書は、同意見書を踏まえた上で、全件被疑者弁護を原則とする新しい時代の要請に応える観点から、さらに一步を進める提言である。

目次

第1	逮捕状謄本の被疑者への必要的交付	1
第2	逮捕状請求書謄本の閲覧・謄写権	2
第3	勾留状謄本の被疑者への必要的交付及び弁護人への勾留状写しの必要的交付	3
第4	勾留請求書及び提供された資料に関する閲覧・謄写権の付与	4
第5	弁護人への接見等禁止決定の写しの必要的交付	5
第6	立会い弁護人に対する捜索・差押・検証令状の写しの必要的交付	6
第7	起訴・不起訴に関する情報の通知と起訴状写し等の必要的交付	7
第8	相手方（検察官・弁護人）への書面の交付等	10
第9	判決書謄本の無償交付	12

第1 逮捕状謄本の被疑者への必要的交付

【意見の趣旨】

司法警察員・検察官は、逮捕状により被疑者を逮捕したとき、又は逮捕状により逮捕された被疑者を受け取ったときは、直ちに被疑者に逮捕状謄本を交付する旨の規定を設ける（刑訴法第203条、第204条の改正）。

【意見の理由】

1 逮捕状の呈示では不十分

現行法は、逮捕状を示すことしか求めていない（刑訴法第201条第1項）。交付まで求めず示すことで足りることとした趣旨は、被疑者に逮捕が被疑事実を明示する令状に基づくものであることを知らしめるには呈示で足りることとも説明されたりするが、より実質的な趣旨は、抵抗する（逮捕を免れようとする）者を逮捕することができるようにすることにあると考えられる。

しかし、逮捕状の呈示だけでは、被疑者が被疑事実を正確に知ることはできず、防御権の保障の観点から問題がある。

2 被疑事実を正確に知ることの重要性

逮捕された被疑者が防御権を適切に行使するためには、被疑事実を正確に知り、かつ、弁護人に伝えることができる必要がある。当事者主義の実質的保障のためには、検察官と被疑者及び弁護人が攻防の対象を同時に把握できるようにすることが当然の前提となるからである。

被疑事実の日時や場所を正確に知ることによって、適切なアリバイの主張が可能となるし、犯罪行為とされる行為態様を正確に知ることによって、それに対する有効な説明や反論が可能となる。現行法が勾留後の被疑者について勾留状謄本の取得を認めているのは、被疑事実を正確に把握することによって適切で効果的な防御活動をするためであり、この理は逮捕段階でも同じはずである。勾留請求阻止や勾留請求の却下を得るための活動に、被疑事実の正確な把握は欠かせない。

逮捕された被疑者について逮捕状の呈示を受けただけとしている現行法は不十分であり、被逮捕者についても、被疑事実を正確に知らしめるために、逮捕状の謄本を交付することが必要である。逮捕状の謄本の交付を捜査機関に義務付けても、事務量はさほどのものではないから、捜査に支障が生じることは考えられない。交付の時期は、警察署に連行し、弁解録取書の作成を開始する時点（ただし、緊急逮捕、緊急執行の場合で弁解録取時に逮捕状の発付がなされていないときは発付後直ちに）でよいと考える。緊急逮捕等を含めて逮捕時に交付することが不可能又は困難な事案もあると思われる一方、防御権の

保障のためには原則として弁解録取書の作成を開始する時点で交付が必要と考えられるからである。

なお、被疑事実の記載においては、被害者に再被害の生じることのないよう被害者特定事項（氏名及び住所その他の当該事件の被害者を特定させることとなる事項をいう。）の扱いについて配慮が求められる面はあるものの、この点は勾留状も同様であって、前記のとおり現行法が被疑者に勾留状謄本の取得を認めていることとの対比上、逮捕状謄本の交付を否定すべき理由とはならない。

第2 逮捕状請求書謄本の閲覧・謄写権

【意見の趣旨】

弁護人に逮捕状請求書謄本の閲覧・謄写の権利を認める旨の規定を設ける。

【意見の理由】

1 弁護人が被疑事実を正確に把握することが困難である

現行法では、被疑者に逮捕状謄本が交付されず、被疑者及び弁護人は逮捕に関する記録の閲覧・謄写もできず、逮捕状請求書の記載事項すら把握することができない。そのため、勾留状が発せられる前の段階において、弁護人が被疑事実を正確に把握すること及び逮捕状請求に至った直接的な原因（逮捕の理由と必要性）を知ることは極めて困難である。

しかし、弁護人が逮捕手続について適法になされたかを確認するとともに、勾留質問の機会に、身体拘束の合理性を争い、適切な意見を述べるためには、不服申立権（後記2及び3参照）行使の当然の前提として、逮捕事実及び逮捕の理由等を正確に把握する必要がある。

2 憲法上の要請

憲法第34条は、「理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない」と定めており、理由を直ちに告げられる権利は、これに対する不服申立権をも保障するものと解されるべきである。

3 国際人権法上の要請

国際人権（自由権）規約第9条第4項は、「逮捕又は抑留によって自由を奪われた者は、裁判所がその抑留が合法的であるかどうかを遅滞なく決定すること及びその抑留が合法的でない場合にはその釈放を命ずることができるように、裁判所において手続をとる権利を有する」と定めており、身体拘束に対する不服申立権を明示している。

4 捜査への支障はない

本提案は、逮捕状請求書謄本の閲覧・謄写を弁護人に認めるだけにとどまり、捜査の初期段階である逮捕時において提供される資料の閲覧・謄写まで認めるものではないから、捜査に支障が生じることは考えられない。

ただし、裁判官は、被害者に再被害の生じることのないよう被害者特定事項の扱いについて配慮すべきである。

第3 勾留状謄本の被疑者への必要的交付及び弁護人への勾留状写しの必要的交付

【意見の趣旨】

被疑者を勾留したとき及び勾留期間を延長したときは、裁判官は被疑者に対して、勾留状謄本を交付するとともに、被疑者に弁護人が選任されているときは、弁護人に対して勾留状の写しを交付するとの規定を設ける。

【意見の理由】

1 勾留状謄本の入手には請求が必要

現行法上、勾留状謄本は被疑者及び弁護人に当然交付されていない。わずかに、勾留がなされたことのお知らせ（刑訴法第79条、同法第207条第1項、刑訴規則第79条及び同規則第302条第1項。ただし、被疑者が指定する一人に限る。）、請求により勾留状謄本の交付（刑訴規則第74条及び同規則第154条）がなされるのみである。

現在、被疑者国選弁護事件については、日本司法支援センターによる国選弁護人選任打診の手續において、事実上、弁護人に対する勾留状の写しの交付がなされている。一方、私選弁護事件においては、裁判所に勾留状謄本交付請求を行うこととなっており、勾留状謄本を入手するために数日を要することもあるのが現状である。そのため、勾留状謄本の取得が間に合わない場合、弁護人は、被疑者からの聴取に基づく不確実な被疑事実等を前提に不服申立てをせざるを得ないのが現状である。

2 勾留状謄本の重要性

しかし、身体拘束は人権を著しく侵害する処分であるから、身体拘束を受ける者に対しては、いかなる被疑事実によって、どの程度の期間勾留されるのかが、速やかに知らされなければならない。憲法上、何人にも理由を告げられなければ抑留又は拘禁されない権利が保障され（憲法第34条前段）、要求があれば拘禁の理由を公開の法廷で示さなければならない（憲法第34条後段）とされているのは、それによって不当な拘禁を防止し、その者に防御の機会を与えるためである。

そして、本来、被疑者が捜査機関と対等な刑事手續の当事者（主体）である

ことからすれば、自己に対する裁判や処分等の存在や内容については速やかに知る機会が与えられるべきであり、それが被疑者・被告人及び弁護人に理解可能な形で告知されることは、憲法第31条の要請でもある。

そうであるとすれば、被疑者を勾留する際には、被疑者に対して、被疑事実、勾留期間等を速やかに知らせるだけでなく、その内容をいつでも確認できるように、書面として交付されるべきである。

3 不服申立てにも必要不可欠

また、被疑者が勾留された際には、弁護人は、被疑者のために即時に準抗告や勾留取消請求を行うなど、勾留や勾留期間延長に対して迅速な対応をする必要がある。

そうであるとすれば、被疑事実、勾留期間等は、被疑者だけでなく、弁護人に対しても、速やかに書面で知らされる必要がある。すなわち、弁護人が勾留の適法性を吟味し、勾留決定を争うための迅速な対応をするためには、勾留状謄本は、勾留執行後直ちに、弁護人の請求を待たずして当然に被疑者及び弁護人に交付されるべきである。

したがって、被疑者を勾留したとき及び勾留期間を延長したときは、裁判官は被疑者に対して勾留状謄本を交付するとともに、被疑者に弁護人が選任されているときは、弁護人に対して勾留状の写しを交付するとの規定を新設する必要がある。なお、勾留状のほか、勾留に代わる観護措置が採られた場合（少年法第43条第1項及び同法第44条第2項）の観護状についても、同様の規定とすべきである。

第4 勾留請求書及び提供された資料に関する閲覧・謄写権の付与

【意見の趣旨】

勾留請求書及び勾留請求に当たって提供された資料を弁護人が閲覧する権利を認め、さらに勾留請求書及び勾留請求に当たって提供された資料のうち被疑者の供述調書については、謄写する権利を認める規定を設ける。

【意見の理由】

1 資料を見なければ適切な防御ができない

現在、裁判官が被疑者の勾留決定をする際に参照している資料は、主に、勾留請求に伴い検察官から提供された資料である。

弁護人からも、勾留の要件を争う内容の意見書を提出することはできるが、弁護人は、捜査段階において捜査資料を見ることはできず、捜査の情報を知られることもない。弁護人は、検察官がどのような証拠に基づいて勾留請求を

しているのかを推測した上で、被疑者からの限られた情報を基に意見書を作成しなくてはならない。そのため、実際には、検察官の主張と弁護人の反論がかみ合っていないおそれもある。

2 適切な防御のためには資料の閲覧が不可欠

国際人権法上、被疑者は、裁判所に対し、身体拘束の合法性、すなわち勾留の要件の有無を実質的に審査するよう求める権利を有している。憲法第34条後段で保障されている被疑者の権利を実現するために、刑訴法において勾留の要件は厳格に定められている。

被疑者の身体拘束の合法性を争う権利を保障し、裁判官が勾留の要件の有無を実質的に判断するためには、裁判官の判断資料として、検察官側だけでなく、弁護人側から提出された資料も必要である。

そして、弁護人が検察官の主張とかみ合った効果的な反論をするためには、最低限、検察官がいかなる資料を提供して勾留請求をしているのかを知る必要がある。そのためには、弁護人に対して、勾留請求書及び勾留請求に当たって提供された資料の内容を見る機会が与えられなくてはならない。

ただし、被疑者の供述調書以外の資料の中には、被害者特定事項の扱いについて配慮が求められる内容も含まれ得ることから、弁護人の倫理上の義務を当然の前提としつつも、なお謄写までは求めないものとした。

さらに、勾留請求書及び提供された資料のうち被疑者の供述調書については、弁護人に、閲覧だけでなく謄写も認める必要がある。被疑者の供述調書は、まさしく被疑者の供述を録取した書面のはずであり、果たしてその内容が正しく記載されているのか、その内容を知ることが被疑者にとって特に重要である。一方で、被疑者にその内容を知らしめたところで弊害や捜査の秘密を害するおそれはないと言える。

なお、勾留請求のほか、勾留に代わる観護措置請求（少年法第43条第1項及び第44条第2項）の場合についても、同様の規定とすべきである。

第5 弁護人への接見等禁止決定の写しの必要的交付

【意見の趣旨】

接見等禁止の決定がなされた際、被疑者に弁護人が選任されているときは、弁護人に対して決定書の写しを交付するとの規定を設ける。

【意見の理由】

1 現行法上の問題点

現行法上、接見等禁止の決定書謄本は、被疑者には送達されるが、被疑者に

弁護人が選任されている場合であっても、弁護人にはその写しすら交付されないのが通例である。このため、弁護人は接見等禁止の有無やその範囲を把握することが遅れ、適切な対応に支障が生じかねない。

2 接見等禁止の取消し・解除の重要性

接見等禁止の範囲は、共犯者等特定の者に限られることは少なく、通常、家族や友人等、弁護人以外の者との外部交通が広く遮断されている。

身体拘束というこれまで経験したことがない特異な状況の下で、犯罪の嫌疑をかけられている被疑者にとって、さらに家族等との外部交通が遮断されることは精神的に大きなダメージを与えかねない。そのような精神的に大きなダメージを受けないためにも、不当な接見等禁止決定に対しては速やかに準抗告をなし、また、適切な範囲で接見等禁止の取消しや解除を求めることが弁護人の重要な役割の一つということになる。

3 不服申立てにも必要不可欠

このように、被疑者に対し不必要・不合理な接見等禁止の決定がなされていれば、弁護人は、接見等禁止決定の全部ないし一部の取消しや解除を求めていくことになる。

そうであるとすれば、接見等禁止の決定がなされた事実は、被疑者だけでなく、弁護人に対しても、速やかに知らされる必要がある。すなわち、弁護人が接見等禁止決定を争うための迅速な対応をするために、接見等禁止の決定書の写しが直ちに弁護人に交付されるべきである。

したがって、接見等禁止の決定がなされた際、被疑者に弁護人が選任されている場合には、弁護人にも決定書の写しを交付するとの規定を新設する必要がある。

第6 立会い弁護人に対する搜索・差押・検証令状の写しの必要的交付

【意見の趣旨】

捜査機関は、立会いを行う弁護人に対して、搜索・差押・検証令状の写しを交付するとの規定を設ける（刑訴規則に条文を新設）。

【意見の理由】

1 令状の記載内容の正確な把握ができない

現行法では、搜索、差押え、検証に弁護人が立ち会う場合に、弁護人に対して搜索・差押・検証令状の提示は義務的であるものの、写しを交付することについては何ら規定されず、実務上も写しを交付する運用はなされていない。

そのため、弁護人が立会いを行う場合でも、一旦示された令状の記載を全部

正確に記憶又は記録してしまうのでない限り、令状の記載内容を正確に把握することができないことになる。

2 搜索等の許可範囲を正確に把握する必要性

しかし、立会人が置かれる趣旨は適正手続の確保にあるところ、特に弁護人が立会う場合には、捜査機関が令状に記載された範囲を超えた差押えをしようとするなど、権限を逸脱ないし濫用した違法な搜索・差押手続を行わないように監視するため、令状が示されるのみならず、写しが交付されて、その記載を常時かつ厳密に確認できる状況で立ち会う必要がある。

3 不服申立てにも必要である

また、弁護人は、捜査機関が令状で許可された範囲を逸脱するなど違法な捜査を行った場合には、速やかに捜査機関に抗議し準抗告手続を採ったり、検察官に処分決定の際に当該証拠を参照しないように、また、裁判手続において当該証拠を請求しないように申し入れたりするなどの事後的対処を行う必要がある。しかし、弁護人が自ら立ち会った場合についてまで、手元に搜索・差押・検証令状の写しがない状況では、権限逸脱等について十分な吟味ができず、適正手続の確保及び被疑者の防御上支障が生じる。

4 捜査上の支障は生じない

そして、これら令状の写しを弁護人に交付するのは搜索等の着手時のことであるから、当該時点において罪証隠滅のおそれや令状による強制捜査予定の事前漏洩などは想定できず、捜査上支障が生じるとは思われない。

第7 起訴・不起訴に関する情報の通知と起訴状写し等の必要的交付

【意見の趣旨】

1 被疑者の処分結果の必要的交付

検察官は、弁護人（弁護人が選任されていないときは被疑者）に対して、被疑者の処分結果を必要的に通知する規定を設ける（明文規定の創設、刑訴法第259条の改正）。

2 不起訴理由を記載した不起訴処分告知書の必要的交付

検察官は、公訴を提起しない処分をした場合において、弁護人（弁護人が選任されていないときは被疑者）に対して、具体的な不起訴理由を記載した不起訴処分告知書を交付する規定を設ける（明文規定の創設、刑訴法第259条の改正）。

3 弁護人に対する起訴状写しの必要的交付

公訴を提起された被疑者に弁護人が選任されているときは、裁判所は弁護人

に対して起訴状の写しを交付する規定を設ける（明文規定の創設）。

【意見の理由】

1 問題となる現行法の規定

(1) 被疑者の処分結果の必要的通知（趣旨1）について

現行法では、公訴提起後に起訴状謄本が被告人に対して送達されることを除くと、被疑者に弁護人が選任されている場合でも、弁護人に対して起訴、不起訴、略式命令請求、少年被疑者の家庭裁判所送致等の処分結果は通知されない。特に不起訴処分の際して、検察官は、請求がない限り被疑者に処分を告知する義務がないとされている（刑訴法第259条）。

(2) 不起訴理由を記載した不起訴処分告知書の必要的交付（趣旨2）について

前項のとおり、現行法では、不起訴の場合、検察官は、請求がない限り被疑者に処分を告知する義務がないとされている（刑訴法第259条）。そのため、不起訴処分告知書は被疑者にも弁護人にも当然には交付されない。

しかも、不起訴処分告知書には不起訴の理由が記載されないことになっているため、被疑者は不起訴処分の理由を知ることができない。

(3) 弁護人に対する起訴状写しの必要的交付（趣旨3）について

現行法では、検察官は公訴を提起するに当たって起訴状を裁判所に提出するとともに（刑訴法第256条）、被告人の数に応じた謄本を提出することとされ（刑訴規則第165条及び同規則第292条）、裁判所は起訴状謄本を直ちに被告人に送達することとされるのみであり（刑訴法第271条及び刑訴規則第176条）、弁護人に対する起訴状謄本の送達や写しの交付は法令上義務付けられていない。

2 検察官による処分結果を把握することの意義及び改正の必要性

本来、被疑者・被告人は、捜査機関・訴追機関と対等な刑事手続の当事者（主体）たる防御の主体であり、弁護人はその防御を担う者である。そして、検察官による起訴・不起訴等の処分は、被疑者にとって極めて重要な判断であるから、被疑者及びその弁護人は、検察官による処分の存在及び内容につき、直ちにかつ正確に把握する必要がある。

(1) 被疑者の処分結果の必要的通知（趣旨1）について

一方当事者である検察官による処分の存在及び内容は、捜査の対象とされた他方当事者である被疑者・被告人及び弁護人に対して、法律上当然に知らされるべきである。

したがって、検察官の起訴・不起訴等の処分については、弁護人（弁護人が選任されていないときは被疑者）に対する通知を義務付けるべきであり、当該

明文規定を創設するとともに、不起訴処分にかかる刑訴法第259条を改正すべきである。

(2) 不起訴理由を記載した不起訴処分告知書の必要的交付（趣旨2）について

不起訴処分について、現行法の規定によると、被疑者は、身体拘束されていた場合に釈放という形で処分結果を事実上知ることができるに過ぎず、被疑者にも弁護人にも不起訴の通知はされないため、不起訴処分後も被疑者の不安が持続することになる。被疑者が在宅で取調べを受けていた場合は、被疑者も弁護人も、不起訴処分の存在すら当然には知ることができない。また、不起訴理由については、現行法の規定は、刑訴法第261条が告訴人等から請求があった場合には不起訴理由の告知を義務付けていることと比較して、不均衡である。

したがって、一方当事者である検察官のする不起訴処分については、他方当事者である被疑者及び弁護人に対して不起訴理由を記載した不起訴処分告知書の交付を義務付けるべきであり、刑訴法第259条を改正すべきである。

また、刑訴法第261条における不起訴理由の告知においては、「嫌疑不十分」「起訴猶予」等の結果が告げられるだけで、その具体的な理由は何ら告げられないのが現在の実務運用である。これでは、捜査を受けた被疑者及びその弁護人において、処分の経緯及び結果を十分に理解して受け止めることができず、会社や学校等に対して適切な説明をなし得ない等の社会生活上の不利益も生ずる。

したがって、不起訴理由の告知に当たっては、例えば「被害結果が重大でなく、被害者との示談が成立していること等の事情を総合考慮して起訴猶予処分とした」程度の具体的な理由が記載されるべきであり、また、「罪を犯さなかったと認めるに足りる十分な事由がある」（被疑者補償規程第2条）場合は、その旨を明記するべきである。

(3) 弁護人に対する起訴状写しの必要的交付（趣旨3）について

現行法の規定によると、公訴提起された被疑者の弁護人は、後に被疑者（被告人）を通じて起訴状の内容を知るとともに被疑者（被告人）の所持する起訴状謄本の交付（宅下げ等）を受けるか、場合により便宜的に裁判所から起訴状の写しの交付を受けるのでない限り、起訴状の内容を正確に把握することができない。このように、包括代理人たる弁護人が被疑者（被告人）に対する起訴の内容について直ちにかつ正確に知る機会を制度上保障されていないことは、立法の欠缺である。

したがって、公訴提起に対する即時の適切な対応が可能となるよう、起訴に当たっては、起訴後直ちに裁判所から弁護人に対して起訴状の写しを交付する

よう義務付けるべきであり、当該明文規定を創設するべきである。

第8 相手方（検察官・弁護人）への書面の交付等

【意見の趣旨】

1 刑訴規則に、「次の手続において、弁護人、検察官が裁判所又は裁判官に申立て・反論・意見等の主張書面の提出やそれらの主張を疎明する添付資料の提供をする場合には、その謄本、写し等を添付し、裁判所又は裁判官はそれを相手方（検察官、弁護人）に交付しなければならない。

- ① 勾留に関する抗告・準抗告手続
- ② 勾留の執行停止手続
- ③ 勾留取消請求手続
- ④ 保釈請求手続
- ⑤ 保釈に関する抗告・準抗告手続

との規定を設ける。

2 刑訴規則に、「裁判所又は裁判官は、前項の手続に関して裁判をする場合には、検察官及び被疑者に弁護人が選任されているときは弁護人の意見を聴かなければならない。ただし、急速を要し、被疑者の防御に実質的不利益を生ずるおそれがない場合は、この限りでない。」との規定を設ける。

【意見の理由】

1 現行法の偏頗な扱い

準抗告について、被疑者・被告人側申立ての準抗告については、法律等で検察官の意見を聴くとされている場合（刑訴法第92条及び刑訴規則第88条、保釈請求、勾留取消請求、勾留執行停止の場合）のほか、規定されていないものについても裁判所は当然のこととして検察官に申立書や添付する疎明書類等を示してその意見を聞くことが多いのに対し、検察官申立ての準抗告については、申立書すら弁護人に交付されないし、起訴前には刑訴法第40条のような明文がないため、閲覧・謄写の運用については区々になっており、さらには刑訴規則第230条が存在するにもかかわらず、検察官から準抗告が申し立てられているということ自体さえ弁護人にはほぼ知らされないのが実情である。

検察官は、弁護人の提出する書面及び資料を自由に閲覧しているのに対し、検察官の提出する書面及び資料については、起訴前に関する限り、裁判官の裁量により閲覧を認めたり認めなかったりという不合理な扱いになっている。

2 謄本・写しの交付制度の必要性

例えば、準抗告に対する被疑者の反論権を実質的に保障するためには、準抗

告が申し立てられた事実が速やかに弁護人に告げられる必要がある。検察官の準抗告に対抗するためには、速やかに反論の意見書を提出し、あるいは裁判官と面接するなどの活動が不可欠であるが、前提として準抗告が申し立てられた事実すら告げられないのであれば、このような活動を行う機会すら失うことになり、被疑者の反論権を実質的に保障したものとは言えない。

したがって、準抗告申立書の謄本を弁護人に交付する制度を作る必要がある。

また、前記のような活動を行うためには、準抗告の理由を適確に捉え、説得的な反論活動を行う必要がある。ところが、現行制度では申立書に添付された資料を閲覧することすらできないため、ともすれば抽象的で説得力の欠ける反論になりがちであるのが現状である。

したがって、被疑者の反論権の実質的保障という観点からは、検察官の提出にかかる準抗告申立書の添付資料についても、その写しを弁護人に交付する制度を作る必要性が高い。

3 意見聴取による反論権の保障

憲法第34条は、「理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与えられなければ、抑留又は拘禁されない」と定めている。勾留請求却下の裁判に対して検察官が申し立てる準抗告は、一旦下された勾留請求却下の決定を覆し、再度被疑者を拘束するよう求める行為であるから、当然、その準抗告の理由も直ちに告げられ、それに対して反論をする権利も保障していると解されるべきである。

また、国際人権（自由権）規約第9条第4項は、「逮捕又は抑留によって自由を奪われた者は、裁判所がその抑留が合法的であるかどうかを遅滞なく決定すること及びその抑留が合法的でない場合にはその釈放を命ずることができるように、裁判所において手続を取る権利を有する」と定めている。準抗告により、裁判所が再び勾留の合法性を判断することになるのであるから、それに対して反論する権利も保障していると解されるべきである。

したがって、現行法及び現在の運用において、裁判所が検察官に対して意見を聴くこととされているのと同様に、裁判所は弁護人に対しても意見を聴かなければならないとすることで、対等な反論の機会を確保すべきである。

もっとも、現行法が勾留取消と勾留執行停止の場合について「ただし、急速を要する場合は、この限りでない。」（刑訴法第92条第2項、刑訴規則第88条）と規定し、検察官からの意見聴取を省略して被告人の身体拘束を解くことができる場面を想定している趣旨に鑑み、「ただし、急速を要し、被疑者の防御に実質的不利益を生ずるおそれがない場合は、この限りでない。」との例

外規定を設けるべきである。

4 対等な扱いを

現状のごとき当事者不対等な状態は即刻改善すべきである。

よって、準抗告等の手続において当事者が提出する書面・資料の謄本・写しの相手方への交付を義務化し、裁判所が弁護人から意見を聴取する機会を検察官と同様に保障することによって、勾留に関する準抗告や保釈請求手続等における事実取調べの実効化と反論権を保障することを提言する。

第9 判決書謄本の無償交付

【意見の趣旨】

裁判所は、判決書謄本を被告人及び弁護人（判決言渡し時に弁護人であった者を含む。）に無償で交付する規定を設ける（刑訴法第46条の改正）。

【意見の理由】

1 問題となる現行法の規定

現行法では、被告人の運命を決定的に左右する刑事訴訟の判決書について、請求がなければ当然には交付されない。しかも、請求による交付は有償とされている（刑訴法第46条）。

2 判決書の意義及び改正の必要性

判決書は、被告人及び弁護人が裁判所の判断を知るための最も確実な手段であり、上訴するかどうかの判断のためにも高度の必要性を有するものである。

現行法の規定は、民事訴訟の判決書について裁判所が無償で当事者に送達しなければならないとしていること（民事訴訟法第255条）と比較しても、不均衡かつ不合理である。

また、判決書の持つ被告人に対する影響の大きさと重要度に鑑みれば、被告人のみならず、被告人の包括代理人であって固有の権限をも有する弁護人に対しても判決書の無償交付が義務付けられるべきである。

さらに、判決書が言渡し直後（上訴期間内）に作成・交付されないことの多い実務の現状に鑑みれば、上訴や確定によって弁護人の地位が失われた後であっても、判決言渡し時に弁護人であった者については、裁判所の判断内容を知るために判決書謄本（調書判決の謄本を含む。）の交付を受ける合理的期待と必要性がある。

以上